

# 年金 だより



## 特例期間・特例追納制度のご案内

### ○特例期間について

国民年金の第3号被保険者が、配偶者（第2号被保険者）の退職やご本人の収入が増加したこと等によって扶養から外れた場合には、第1号被保険者への切替手続きが必要です。

この切替手続きが2年以上遅れ、時効により国民年金の保険料を納付することができなかった期間については、届出により年金の受給資格期間に算入することができ、年金を受け取れない事態を防止できる場合があります。（ただし年金額には反映しません。）

### ※国民年金の種類

- ・第1号被保険者 自営業や農業・漁業の方とその配偶者、20歳以上の学生、フリーターの方等
- ・第2号被保険者 会社や官公庁にお勤めの方など、厚生年金に加入している方
- ・第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者の方

### ○特例追納について

届出により特定期間とされた期間については、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、特定保険料を納付（特例追納）することで年金額を増やすことができます。

（既に年金を受け取っている方は、特例追納をしても年金額が増えない場合があります。）

#### 【特例追納の対象期間】

- ・特例追納する時点で60歳未満の方：承認があった月前10年以内の期間
- ・特例追納する時点で60歳以上の方：50歳以上60歳未満であった期間

詳しくは、年金加入者ダイヤル又は、お近くの年金事務所にお問い合わせ下さい。

<ねんきん加入者ダイヤル> 0570-003-004 (ナビダイヤル)

050から始まる電話でおかけになる場合は03-6630-2525

【受付時間】 ○月～金曜日午前8：30～午後7：00

○第2土曜日午前9：00～午後5：00

\* 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



国民年金受給予定者を対象にした相談を年金窓口で行っています。お気軽にご相談ください。



### ◆問い合わせ先

秋田年金事務所 ☎018-865-2392

琴丘総合支所地域生活係 ☎87-3516

健康推進課国保年金係 ☎85-2137

山本総合支所地域生活係 ☎83-2115

広告

介護施設

## 正社員募集

未経験者でも  
大歓迎!!



安心・充実! 定時で退社できるので、プライベートも充実!

■常勤(フルタイム):1日8時間,原則は月9日休み・月22日勤務。  
■雇用保険・社会保険等完備 ■通勤手当(3年目も有),退職金制度有。

介護職員

▶無資格,初任者研修(ヘルパー2級)  
132,000円~250,000円  
+夜勤手当(1回4,500円~)

※介護職員は、シフト制で早番(7:00~16:00)、  
日勤(8:30~17:30)、遅番(10:30~19:30)、  
夜勤(16:30~翌9:30)回社OK。  
※介護職員の夜勤手当は1回4,500円  
(夜勤7回目~5,500円/回)。

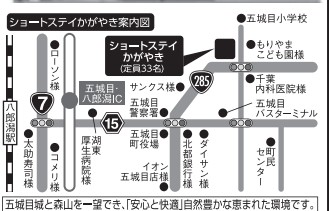
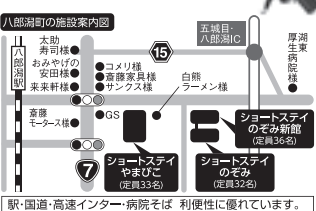
生活相談員

▶社会福祉主事等の有資格者  
160,000円~300,000円

看護職員

▶正、准看護師  
200,000円~350,000円

※負担が少ない,23~30名前後の入居者様の支援を致します。  
※通勤手当有,制服貸与有,賞与年2~3回有(会社の業績による)  
※特別手当有(1/1,5/5,9/13,12/31 8時間勤務者に3万円支給)



サクセス株式会社 資本金/5,000万円 〒018-1605 八郎湖町川崎字長塚201-1 ☎018-855-5141

夜勤の回数等相談可能! 夜勤は2名体制で安心! 当社で介護の資格を取得可能! 4時間~の短時間勤務可能!(パート) 施設見学OK!